

河長監第 2 1 - 2 号

令和 7 年 9 月 1 2 日

河内長野市長 西野 修平 様

河内長野市監査委員

村治 規行

桂 聖

(公印省略)

監 査 結 果 報 告

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査
を執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を
次のとおり提出します。

記

第 1 監査対象

市民に寄り添う部

第 2 監査対象期間

令和 6 年度

第 3 監査実施期間

(1) 書類監査 令和 7 年 5 月 1 日 (木) から令和 7 年 7 月 3 1 日
(木) まで

(2) 委員監査 令和 7 年 8 月 7 日 (木)

第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

<人権推進課>

1 契約事務について

人権推進課の契約事務について、次の点が見受けられました。

- (1) 複数の業務で契約書や仕様書に記載されていない業務計画書や業務完了報告書等を受託者に提出させていました。
- (2) 契約書や仕様書に記載すべき業務に係る物品の必要数や業務の実施日、実施回数等が記載されていないものが多数ありました。
- (3) 契約書や仕様書に記載されているにもかかわらず、契約書や

仕様書どおり報告が行われていないものや実施されていないものがいくつかありました。

人権推進課は、契約検査課が作成した契約書のひな型を参考に、適切な契約事務の執行に努める必要があります。

<市民窓口課>

2 現金出納事務等の取扱いについて

市民窓口課は、複数の施設を所管していましたが、その現金出納事務等の取扱いについて、次の事項が見受けられました。

(1) 現金出納簿の押印が必要な取扱者印欄にサインされていましたが（ノバティホール）。

(2) 現金出納簿に4月1日に在籍していない職員が取扱者になっていました（くすのかホール）。

(3) 現金出納簿への誤記載や残額欄等の未記載のものが多数見受けられました（あやたホール、ノバティホール、市民窓口課）。

市民窓口課は、適切な現金取扱事務の執行に努める必要があります。